

## 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業への新規参加にあたって

### 1 「事業実施要項」及び「参加規定」の内容確認

本ネットワークへの参加にあたっては、「国立国会図書館総合目録ネットワーク事業実施要項」（以下、「事業実施要項」といいます。）及び「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定」（以下、「参加規定」といいます。）の内容を十分ご確認ください。

※ 参考資料「国立国会図書館総合目録ネットワークの概要」もご参照ください。

### 2 参加の申請

「事業実施要項」及び「参加規定」の内容の全てについてご了承をいただける場合は、「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加申請書」（「参加規定」別紙様式第1。以下、「参加申請書」といいます。）の様式によりご申請ください。

なお、ご申請に際しましては、審査用の資料として次の2点を添付してください。

- a 設置主体たる地方公共団体が定めた図書館設置条例の写し 1 通
- b 「国立国会図書館総合目録ネットワーク 新規参加調査票」 1 通

- 申請方法：「参加申請書」及び審査用資料2点を、電子メール又は郵送により国立国会図書館関西館（下記）へ提出
- メールアドレス：somoku1@ndl.go.jp
- 郵送先：〒619-0287  
京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
国立国会図書館 関西館 図書館協力課 協力ネットワーク係  
TEL 0774-98-1455

※ 「参加申請書」の作成にあたっては、参考資料「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加申請書作成要領」もご参照ください。

### 3 審査

「参加申請書」及び審査用資料2点が到着し次第、審査を開始します。なお、不明点があった場合、別途、電子メールにて質問・確認させていただくことがあります。ご申請後は、電子メールのチェックを定期的に行ってください。

審査のうえ、参加資格及び参加要件に合致することを確認した場合は、「参加申請書」を受理し、その旨を電子メールでお知らせします。

### 4 参加承認

「参加申請書」の受理後、参加を承認する手続きに入ります。参加が承認されましたら、「国

立国会図書館総合目録ネットワーク参加承認書」（「参加規定」別紙様式第2）を交付します。  
これをもって新規参加館となります。

## 6 各県域、地域で開催される研修会等への参加

都道府県立図書館、政令指定都市立図書館中央館のご協力により、各都道府県内（県域）又は政令指定都市内（地域）において開催される研修会等に、本事業に関する説明を盛り込んでいただいております。所属する県域、地域の図書館にお尋ねのうえ、是非ご参加ください。

## 7 その他

各種の連絡は電子メールで行います。電子メールのチェックは定期的に行ってください。

また、連絡担当者の交替、連絡用電子メールアドレスの変更が生じた際には、管理画面にて自館の登録情報を更新して下さい。なお、更新の方法についてはマニュアルをご参照下さい。

その他、不明な点等がございましたらご照会ください。

別添

よくあるご質問

Q 1 図書館業務の実務は、嘱託職員が行なっている。正職員は、役所（役場）に居り、図書館業務には直接携わっていない。連絡担当者には、嘱託職員を充てることは可能か。

A 1 「国立国会図書館総合目録ネットワーク新規参加館 募集要領」第2項（参加要件）では、次のように定めております。

（1）連絡担当者の設置

図書館専任・専従の職員を連絡担当者として置くこと。なお、正規職員であることが望ましい。

本事業への参加にあたっては、図書館専任・専従の職員を連絡担当者として置いていただき、また、図書館に職員が常駐し、日常的に連絡が取れる業務体制にあれば、本要件を満たすものと理解します。

なお、連絡担当者は非常勤職員又は臨時職員の方でも結構です。また、地方公共団体の職員である、なしは問いません。

Q 2 事業に参加すると、自館の所蔵目録データベースの書誌データを提供しなければならないのか。

A 2 「国立国会図書館総合目録ネットワーク事業実施要項」第2項（事業内容）では、次のように定めております。

（2）書誌データを提供する図書館は、参加館のうち、都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館とする。

よって、市区町村立図書館については、同「事業実施要項」中、書誌データの提供、送付にかかる箇所は該当いたしません。